

## 年度モニタリング(令和2年度)

施設名称	南部児童センター 根郷学童保育所外6学童保育所
施設概要	<p><b>【南部児童センター】</b> 所在地:〒285-0806 千葉県佐倉市大篠塚1587番地 (南部保健福祉センター内、複合施設) 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積:8,372㎡ 延床面積:718㎡ 建築年月:平成11年12月 開設年月:平成12年4月 施設内容:事務室、遊戯室、集会室、児童ルーム、図書室、</p> <p><b>【根郷学童保育所】</b> 所在地:〒285-0815 千葉県佐倉市城454番地 (単独施設、根郷小学校敷地内) 施設構造:木造、地上1階建 敷地面積:26,572㎡ 延床面積:142㎡ 建築年月:平成16年3月 開設年月:平成5年4月 定員:55名 対象学年:1年生～3年生</p> <p><b>【第二根郷学童保育所】</b> 所在地:〒285-0815 千葉県佐倉市城454番地 (根郷小学校内) 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積:26,572㎡ 延床面積:1,385㎡(学童保育部分150㎡) 建築年月:昭和54年3月 開設年月:平成20年10月 定員:60名 対象学年:1年生～6年生</p> <p><b>【山王学童保育所】</b> 所在地:〒285-0807 千葉県佐倉市山王1丁目44番 (山王小学校内) 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積:29,023㎡ 延床面積:4,380㎡(学童保育部分144㎡) 建築年月:平成元年3月 開設年月:平成20年10月 定員:65名 対象学年:1年生～6年生</p> <p><b>【大崎台学童保育所】</b> 所在地:〒285-0817 千葉県佐倉市大崎台4丁目3番地2号 (単独施設、根郷保育園敷地内) 施設構造:木造、地上2階建 敷地面積:2,800㎡ 延床面積:88㎡ 建築年月:平成3年12月 開設年月:平成4年2月 定員:30名 対象学年:1年生～6年生</p>

	<p><b>【寺崎学童保育所】</b>  所在地:〒285-0817 千葉県佐倉市大崎台4丁目4番1号 (寺崎小学校内)  施設構造:鉄筋コンクリート造、地上3階建  敷地面積:28,497㎡  延床面積: 5,087㎡(学童保育部分147㎡)  建築年月:昭和62年3月  開設年月:平成20年10月  定員:60名  対象学年:1年生～3年生</p> <p><b>【弥富学童保育所】</b>  所在地:〒285-0072 千葉県佐倉市岩富町151番地 (弥富公民館内)  施設構造:鉄筋コンクリート造、地上2階建  敷地面積:1,147㎡  延床面積: 795㎡(学童保育部分94㎡)  建築年月:平成21年3月  開設年月:平成21年4月  定員:50名  対象学年:1年生～6年生</p> <p><b>【和田学童保育所】</b>  所在地:〒285-0065 千葉県佐倉市直弥59番地 (和田公民館内)  施設構造:鉄筋コンクリート造、地上2階建  敷地面積:759㎡  延床面積: 565㎡(学童保育部分75㎡)  建築年月:昭和50年3月  開設年月:平成23年12月  定員:30名  対象学年:1年生～6年生</p>
施設の設置目的	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。</p> <p>学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。</p>
指定管理者	社会福祉法人 愛光
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
委託料	¥642,123,054円(令和2年度支払額 ¥130,862,477円)
市所管課	こども支援部こども保育課
第三者	南部児童センター運営委員会 委員

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(3)」に記載。	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(2)」に記載。	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(4)」に記載。	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(1)」に記載。	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	A	市民に対して公平性を担保するためには、公共施設の運営の基本は、条例および規則の順守にあるものと理解しています。
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(5)」に記載。	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	A	利用者の活動を阻害しない時間帯を確保し、日々施設内外の清掃を徹底しています。加えて、業者に委託して美観の保持に努めてきました。また、花壇等に季節の草花が咲き誇るよう、計画的な植栽にも取り組んできました。
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(1)」に記載。	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(1)」に記載。	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 別表1に記載。	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(2)」、別表1に記載。	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(2)」に記載。	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 別表1に記載。	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(4)、(11)」に記載。	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(3)」に記載。	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(4)」に記載。	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(5)」に記載。	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(5)」に記載。	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」に記載。	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」に記載。	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(9)」、別表1に記載。	

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(9)」に記載。	
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」に記載。	
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」に記載。	
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(10)」に記載。	
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(10)」に記載。	



3 施設運營業務に関する基準			
利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(1)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7),Ⅱ-6」に記載。	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(6)」に記載。	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」に記載。	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」に記載。	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」に記載。	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	A	ホームページは、適宜更新を心がけ、常に新しい情報発信に努めてきました。またコロナ禍の中、You Tubeで事業発信を行い、おうちでも児童センターでの活動を体験できるようにしてきました。学童保育の新規入所説明会も、You Tubeを活用しました。
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」に記載。	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」に記載。	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」に記載。	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	A	佐倉市および子育てコンシェルジュの在籍機関である社会福祉法人 恵泉福祉会と個人情報保護についての協定書を結ぶなどして、徹底した保護に努めています
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	S	月1回の子育てコンシェルジュの招聘の他に、当センター独自で相談窓口を設け、どのような相談も受けて、インストラクターが対応してきました。難しい事案は、専門機関へつなぐようにし、可能な限り「子育てうつ」の解消に努めてきました。また、不登校傾向にある小中学生本人からのSOSや相談なども、HPやMailなどをおして常時受け付けてきました。
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1),(2)」に記載。	

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-5、Ⅲ-7-(1)」に記載。	
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(9)」に記載。	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(9)」に記載。	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-4-(2)」に記載。	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-4-(3)」に記載。	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-5、Ⅲ-7-(1)」に記載。	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-6」に記載。	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-6」に記載。	
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(3)」に記載。	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(2)」に記載。	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(2)」に記載。	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－2－(3)」に記載。	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－2－(4)」に記載。	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－2－(6)」に記載。	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－2－(6)」に記載。	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－3－(2)」に記載。	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-3-(2)」に記載。	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-3-(2)」に記載。	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-4」に記載。	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(1)」に記載。	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(2)」に記載。	



体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	A	災害時等、緊急事態に備えて、各事業所ごとにBCP電話を常備したほかに、無線通信で連絡できる体制も整えました。
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(2)」に記載。	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(2)」に記載。	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(4)」に記載。	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(5)」に記載。	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(1)」に記載。	

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(2)」に記載。	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(3)」に記載。	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(3)」に記載。	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	A	個人情報の保管については、セキュリティシステムを構築した情報機器の他に、書面は、施錠した書庫での管理を徹底しています。また、不要になった情報は、年度ごとに整理し、裁断および溶解廃棄しています。
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(4)」に記載。	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウィルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(4)」に記載。	

7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1)、(2)」に記載。	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1)、(2)」に記載。	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-10」に記載。	

#### 意見記述欄

指定管理者	<p>佐倉市条例および規則、業務基準書に基づいて業務を遂行してきました。加えて、「地域づくり 子育ての目くばり気くばりから」をスローガンに、「根郷地区社会福祉協議会」や「まちづくり協議会」と協働して地域の子育て支援にも精力を注いできました。また、法人組織の「南部地域包括支援センター」や「南部地域福祉センター」と、「認知症サポーター養成講座」の開設や「世代間交流」等の事業を計画していましたが、コロナ禍の影響で、残念ながら実施することができませんでした。</p> <p>児童センターや学童保育所内での事業に止まらず、根郷地区や山王地区においても、地域の方々と共に「子ども食堂や地域食堂」の運営にも参画しております。</p> <p>地域の小中学校との情報交換を行いながら、子どもたち一人ひとりに目を向け、子どもを中心とした地域の福祉課題に、地域の方々と一緒に取り組んできました。</p>
佐倉市	<p>業務基準書等に基づいて、適正な業務を遂行していただきました。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等が計画どおり進まないことも多くあったと思いますが、積極的に地域組織や機関との協調・協働へ取り組み、地域として子どもたちを支えていくという姿勢が感じられます。</p> <p>また、独自に取り組まれている相談事業は、不安感が増長するコロナ禍において、子育て世代やお子さんの助けとなっていたことと思います。引き続き、地域に寄り添う存在として、様々な面から貢献していただけることを期待しております。</p>

②利用状況等分析

児童センター	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
延べ利用者数(人)	26,997	26,000	3,703	13.7%	14.2%

学童	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
利用料金収入(円)	22,308,000	17,688,500	16,826,750	75.4%	95.1%
減免件数(件)	80	—	104	130.0%	—
登録児童数/月 (根郷学童)	62	62	60	96.8%	96.8%
(第二根郷学童)	49	49	44	89.8%	89.8%
(山王学童)	38	39	32	84.2%	82.1%
(大崎台学童)	32	40	35	109.4%	87.5%
(寺崎学童)	69	65	62	89.9%	95.4%
(弥富学童)	18	18	18	100.0%	100.0%
(和田学童)	28	21	20	71.4%	95.2%

意見記述欄

指定管理者	<p>児童センターの利用者数は新型コロナワクチンウィルス感染症拡大防止のための臨時休館と、その後の感染症拡大防止対応が利用者数の大幅減少につながった結果となりました。休館中でも「児童センターができることは？」と考え、「おうちでも楽しめる児童センター」というコンセプトのもと、ツイッターで「わらべうた」や「ダンス」などの動画配信を行ってきました。一人でも多くの方に見てもらえるようにと、「千葉日報」にも記事として取り上げていただきました。さらに、来館を自粛する方の子育てでモヤモヤする、不安な気持ちを、電話やメールで受け止めて共感していけるよう「もしもしタイム」を開設し、利用者とのつながりを保ってきました。</p> <p>学童保育所は過密状況が続いているところもありましたが、室内清掃と除菌・消毒を徹底し、遊具の使用も感染症対策をとりながら慎重に活動をすすめてまいりました。</p> <p>また、災害時の万が一の備えとして非常食などの備蓄品を用意し、子どもたちのための安心した居場所づくりを考慮した取り組みを行いました。</p>
佐倉市	<p>児童センターについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者は大幅に減少しましたが、休館により施設を利用できない方々に向け、できるサービスを模索、工夫して提供していただきました。学童については、概ね計画通りの利用人数となっています。</p> <p>各施設において、今だからこそできる取り組みを実施していただき、利用環境の向上に努めていただきました。今後も引き続き、利用者に寄り添った取り組み、環境整備をしていただければと思います。</p>

③経営分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	61,262,787	61,557,574	61,557,574	100.5%	100.0%
支出(円)	59,152,294	60,128,883	55,921,179	94.5%	93.0%
収支(円) 〈収入-支出〉	2,110,493	1,428,691	5,636,395	267.1%	394.5%
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	49.3	53.5	54.2	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	15.8	15.3	16.3	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	2,191	2,313	15,102	689.3%	652.9%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	2,269	2,368	16,624	732.7%	702.0%

学童保育所	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	88,545,295.0	84,051,091	86,137,653	97.3%	102.5%
支出(円)	80,935,448.0	86,897,407	77,714,560	96.0%	89.4%
収支(円) 〈収入-支出〉	7,609,847.0	-2,846,316	8,423,093	110.7%	-295.9%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	25.2	21.0	19.5	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	87.5	87.1	90.4	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	2.9	1.5	1.2	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	279,088	295,569	286,769	102.8%	97.0%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	228,404	225,723	255,738	112.0%	113.3%

全体	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	149,808,082	145,608,665	147,695,227	98.6%	101.4%
支出(円)	140,087,742	147,026,290	133,635,739	95.4%	90.9%
収支(円) 〈収入-支出〉	9,720,340	-1,417,625	14,059,488	144.6%	-991.8%

意見記述欄

指定管理者	<p>児童センターでは自動水栓への切り替え工事、学童保育所では空気清浄機の導入を行い、感染症対策のための費用を多く計上致しました。外出イベント等の取りやめにより減少した費用は、熱中症対策のための麦茶提供事業に変更して実施するなど、新たな事業計画を立て、予算の有効活用を心がけてまいりました。</p> <p>児童センターの人件費比率が比較的低めとなっておりますが、照明器具のLED化や館内網戸取付などの施設整備工事を多く行ったことが要因となっております。</p>
佐倉市	<p>児童センターについて、各種必要な整備や修繕など行ったうえで、コロナ対策等の状況に応じた運用管理を行っていただいたようです。様々な状況変化がある中で、収支のバランスを図っていくことは難しいと思われませんが、引き続き、安定した運営が行えるよう努めていただきたいと思います。</p>

#### ④業務実施状況確認

##### 【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<b>【サービス目標】</b> ○子育て支援事業の推進 ○健全育成事業・地域交流事業の推進 ○後援会「愛の灯台基金」と連携した事業の開催 ○子育て相談窓口の設置(各専門機関との連携) ○障害児の相談窓口の活用(さくらんぼ園や法人内相談窓口との連携)	○コロナ禍の中、計画していた事業のほとんどが実施できませんでした。マスクの着用や手洗い・手指消毒は準備することができましたが、どうしても三密を避けることができなかったことから、積極的に事業展開を自粛してきたところです。 ○子育て相談窓口の設置は、定期的な子育てコンシェルジュの招聘の他に、当法人独自の子育て相談窓口を設置し、日々、インストラクターが対応してきました。
<b>【地域連携目標】</b> ○地域福祉センターや相談支援部門間と連携した、事業部事業の推進 ○地区社会福祉協議会をはじめとした地域関連団体との連携および協働 ○南部エリアの小・中学校との連携 ○子どもの居場所づくり～地域食堂の推進	○コロナ禍の中、計画していた事業のほとんどが実施できませんでした。しかし、法事内の各事業所間との連絡調整を定期的に行い、実施できるところは安全に留意して、実施するように心がけました。 ○各学校間との連携を図りながら、休校期間中の保育に努めました。 ○地域食堂は、「会食」を「弁当」に置き換えて実施してきました。
<b>【業務遂行目標】</b> ○利用者ニーズに即した事業の推進 ～ 子どもの居場所の充実 ○利用記録ICT化の導入 ○法人内各事業所との連携 ○地域福祉センターとの世代間交流事業の推進 ○根郷地区社会福祉協議会や関連団体などと連携した事業の展開 ○収益の一部を児童健全育成事業に還元 ○個人情報保護の徹底 ○愛光倫理綱領、行動規範の遵守 ○リスクマネジメント意識の徹底(ヒヤリハットの検証と改善策の共有化) ○運営委員会の積極的な活用 ○ボランティアの活用 ○福祉教育の実践 ○子どもの社会参加の促進 ～ 子ども自身の意見表明	○コロナ禍の中、計画していた事業のほとんどが実施できませんでした。児童センターの休館を利用し、館内のすべての水道を自動水栓化にしました。また、一部をLED化の工事を実施しました。今後も計画的にLED化の工事を推進していく予定です。 ○事業の「目玉」である「子どもの社会参加の促進 ～ 子ども自身の意見表明」は、実施することはできませんでしたが、今後も継続して、子ども主体の活動計画を推進していきたいと考えています。
<b>【人材育成目標】</b> ○基礎知識、専門性を高める内部研修の計画的実施 ○専門性を高める外部研修受講後の還元を図る機会の促進 ○放課後児童支援員認定資格研修受講の促進 ○実習生および学生ボランティアの積極的な受け入れ	○計画していた内部研修は、三密を避ける観点から実施を見送ることとしました。代替措置として、外部が実施する研修会には、可能な限りZoomで参加をしてきました。 ○放課後児童支援員認定資格研修の受講は、対象者の受講を悉皆として取り組んできました。 ○今後の経営計画について、コンサルタントを導入して、1年間十分な時間をかけて今後3か年の中期計画を立案しました。

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p><b>【児童センター】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>子育て支援に関するサービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育て協力体制づくり</li> <li>・子育て情報の提供と相談・交流の場づくり</li> </ul> </li> <li>運動やあそびをとおした、体力増進に関するサービス</li> <li>児童の健全育成に関するサービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの権利」についての啓発</li> <li>・子どもの社会参加の促進</li> <li>・安心して遊べる環境づくり</li> <li>・子ども自身が相談できる体制づくり</li> </ul> </li> <li>後援会「愛の灯台基金」と連携した、展示会の開催</li> </ol>	<p>○コロナ禍による事業の縮小により、具体的な取り組みはできませんでした。</p> <p>○この間、経営コンサルタントを導入して、これまでの計画を柱に、1年間十分な時間をかけて検討を重ねた結果、大きく次の2点に集約して事業を推進していくこととした。</p> <p>①子育て相談事業の推進(小学生以上は、子ども自身からの相談も含む)</p> <p>②「子ども自身が意見表明をする場」の構築</p>
<p><b>【各学童保育所】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>学童保育における利用者ニーズに即したサービスの展開</li> <li>日々のあそびをとおして、自主性、社会性の創造</li> <li>学童の育成支援における質の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの権利」の遂行</li> <li>・子どもの社会参加の促進</li> <li>・安心して遊べる環境づくり</li> <li>・子ども自身が相談できる体制づくり</li> </ul> </li> <li>児童が自主的に学習活動する環境を整え、必要に応じて支援の個別化</li> <li>児童センター、ボランティア団体等、地域の関係機関と積極的な連携</li> <li>一時保育事業の実施</li> </ol>	<p>○コロナ禍による事業の縮小により、具体的な取り組みはできませんでした。</p> <p>○今後の方向性は、児童センターと同様に、「子ども主体社会参加」の促進を図るための具体的な取り組みの促進を図る。</p>

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>南部圏域における学童保育所の利用状況は、根郷小学校区と寺崎小学校区では過密化が顕著であり、山王小学校区、弥富小学校区では過疎化が進んでいます。和田学童保育所は、保育場所が整備され、定員が倍増したことにより、利用者様のニーズに沿うことができるようになりました。それぞれの学童保育所を運営するに当たっては、「地域の教育力」や学校をはじめとした地域との連携が不可欠であるといえます。</p> <p>今後とも「児童福祉」を念頭に、児童センターを地域における子育ての核として種々の課題解決に参画していきたいと思えます。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、計画していた事業や取り組みが行えなかった事実がある中、コロナ対策をしっかりと行いながら、施設内設備の充実やコンサルによる経営安定化の実施など、運営のベースとなる土台固めをしっかりと行っていただいたようです。そのうえで、独自の相談事業の実施や地域連携など、よりよい環境づくりに余念がありません。引き続き、効果的な運営に期待したいと思います。</p>



⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	<b>【児童センター】</b> ○調査期間：2020年11月1日(日)～11月30日(月) ○調査対象：南部児童センター利用者 ○調査方法：来館した利用者に対し、「小学生・中学生」と「15歳以上(高校生・保護者等)」に分けて、アンケート用紙を配布し、回答を求めた
	<b>【学童保育所】</b> ○調査期間：2020年11月1日(日)～11月30日(月) ○調査対象：2020年11月1日現在の学童保育所登録児童の保護者および本人 ○調査方法：保護者および本人に対しアンケート用紙を配布し、回答を求め
回答数等	<b>【児童センター】</b> ○小中学生：22件 ○15歳以上：49件 計71件
	<b>【学童保育所】</b> ○対象家庭数222件 回答数163件 有効回答率73.42% ○対象児童数263名 回答数158件 有効回答率60.08%
実施結果	おおむね満足度の高い評価を得た

回答者の意見等	対応策等
入所説明会や入所前面接等で、支援員の説明は、全体的に丁寧に行われていると思いますか。との質問に、約57%の方が「そう思わない」との回答を寄せられました。	コロナ禍のため、急遽説明会を中止し文書の配布で対応しました。十分な説明会ではなかったと反省し、YouTubeで配信し、質問等は、電話やMailで回答するように改善しました。
土曜日も19時まで保育をしています。満足されていますか。との質問に、約63%の方が「そう思う」との回答を寄せられました。	指定管理者の自主事業として、土曜日も平日と同じ時間帯で運営をしています。サービス産業に従事されている方は、土日が繁忙日と思われるので、ご好評をいただいています。
障がいのあるお子様に適切な支援を行い、子ども同士のかかわり合いを大切に生活を送れるよう配慮されていると思いますか。との質問に、約56%の方が「わからない」との回答を寄せられました。	支援学級に在籍しているお子さんも学童の利用者であることをご存じでない方もいらっしゃるようでした。生活の場を共有することで「共生社会の確立」を目指していくような対応に心がけていきたいと思っております。

意見記述欄

指定管理者	学童の役割は、「保護者の就労等により、昼間、留守家庭になっている間、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、職業生活を継続することができるように子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもたちに適切なあそびや安全で安心な「家庭に代わる生活の場」を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とする。」と理解しています。基本的に、学童保育は学校教育とは違います。しかし、保護者様は、学校教育と同様の対応に期待されていたり、普段家庭ではできないようなことを学童でやってほしいというご要望をされていたりすることが、自由記述の中に散見されます。可能な限り、ご要望にお応えしようと努力しているところですが、難しいことが多く、十分にお応えできないのが現状です。基本的に、子どもたちが、学童保育に毎日楽しく通うことができ、満足度の高い生活を送ることができれば、保護者様も安心してお仕事ができるものと考えます。
佐倉市	様々な社会情勢の変化、特に新型コロナの蔓延以降は、より良い環境で利用したいという利用者の気持ちも強くなっていることと思います。そのため、要望も多く、より高度なものになっている現状があると思いますので、引き続き、児童センターや学童としての役割をしっかりと認識していただき、可能な限り、ご要望に応える姿勢でご対応いただければと思います。

⑥総合評価

【令和2年度】  
意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>コロナ禍の1年でした。「三密」「ソーシャルディスタンス」「新しい生活様式」など、これまでに耳にしたことのない言葉が日常化し、コロナを「入れるな！出さな！」を合言葉に、手洗いやマスクの着用の習慣化を図ってきました。必要があれば資材を購入し、配布するなどして、利用者様の便宜を図ってきました。感染防止策の観点から、日々、施設内の清掃と消毒や子どもたちが使用した玩具や書籍等の除菌や消毒などを徹底してきました。各施設で計画していたイベントもすべて見直しをしたところ、年間計画を遂行することに無理があるとの結論から、計画を変更して実施したり、中止したりせざるを得ない事業もありました。児童センターの利用率は、前年度対比約10% 学童全体の利用率は、前年度対比約82%でした。どちらも、臨時休館や利用自粛要請の措置をとったことによるものと思われます。利用者様には、大変ご不便をおかけしましたが、ご利用いただいた皆様の満足度は、高いものがあったと思います。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>新型コロナの蔓延という状況において、感染対策を講じながらの運営は、通常運営時と比べ、労力や費用が多く必要となり、また、計画していた事業も取捨選択しつつ、その中でもできるだけ利便性を低下させないような対応は非常に大変だったと思います。しかし、多方面で献身的に対応していただいたからこそ、利用者からのご協力も得られ、結果として高い満足度につながったのではないかと思います。</p>

## 別記様式2

## 年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和2年度)

施設名称	佐倉市南部児童センター 根郷学童保育所他6学童保育所
評価者・団体	南部児童センター運営委員会

## 業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	S
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	S
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	S
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	S
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A

3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
待遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A

#### 総合評価

<p>○特に問題ないと思います。</p> <p>○スローガン「地域づくり 子育てのめくばり気配りから」のもと、アイデアを生かし、「コロナを入れるな！出すな！」を合言葉に、児童センターならではの取り組みをしていることに感動です。遊具の除菌・消毒、トイレや室内すべての清掃・消毒・除菌の徹底、You Tube活用など、ご苦労が多く、本当に大変な日々(緊張感の中)送られていることに頭が下がる思いです。</p>
--